

女性活躍推進法に基づく情報公表

① 当法人の特徴と取り組みについて

当法人では社会福祉事業を担い、多くの職員（約80%以上）は介護事業および障害福祉事業に携わっています。これらの事業の特性上、女性職員の割合が高く、役職や現場リーダーにおいても女性が意欲を持って活躍しています。

その結果として、女性の平均賃金が男性の平均賃金を上回り、男女間賃金差異は100%を超える数値となっています。

今後も性別にかかわらず全ての職員が持てる能力を発揮し、安心して長く働き続けられる職場環境の整備に努めてまいります。

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供（女性の登用状況）

役職区分

女性管理職（課長級以上）の割合

33.3 %

役職区分

係長級にある者に占める女性労働者の割合

40.0 %

2. 男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

労働者の区分	女性の割合（男性＝100%）	備考
正規職員	112 %	-
非正規職員	106 %	-
全労働者	108 %	法人の全職種を含めた総合割合

公表の掲載詳細・算定条件

対象期間

令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

賃金の範囲

基本給、賞与、時間外手当、通勤手当等を含む総支給額

非正規雇用労働者の換算方法

正規雇用労働者の所定労働時間を基準に人員数を換算しています。